部長及び参事官　　少年発第160号
殿　　令和５年６月13日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて（通達乙）

少年院法（平成26年法律第58号。以下「院法」という。）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号。以下「鑑法」という。）に基づく、少年院又は少年鑑別所（以下「少年施設」という。）における収容のための連戻しについては、法務省矯正局長から発出された「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しの運用について（平成27年５月27日法務省矯少第152号）」（以下「法務省通達」という。）の内容を踏まえ、「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて（通達乙）」（令和３年３月24日少年発第90号）に基づき実施してきたところである。

この度、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和５年法律第28号）による改正後の刑法（明治40年法律第45号。以下「改正刑法」という。）第97条の規定に基づき、少年施設から逃走した者の全てについて同条の逃走罪の適用対象となったことから、少年施設における収容のための連戻しについて、改正刑法の施行の日である令和５年６月６日から下記のとおり実施することとなったので、遺漏のないよう配意されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は、廃止する。

記

１　少年施設の長からの連戻しのための援助の求め及びそれに基づく警察の手配

(1)　少年施設の長からの連戻しのための援助の請求は、連れ戻すべき者１人ごとに法務省通達別紙様式１「連戻援助請求書」によって、当該少年施設の所在地を管轄する都道府県にあっては警視総監又は府県警察本部長、北海道警察にあっては本部長又は方面本部長（以下「本部長」という。）宛てにされる。ただし、緊急を要する場合には、電話その他適当な方法をもって最寄りの署長を通じて援助が請求される。この場合においても可及的速やかに本部長宛ての連戻援助請求書が送達される。

「連戻状」（法務省通達に様式例が参考添付されているもの）は、連戻援助請求書発送前に発付されている場合これに添付され、連戻援助請求書発送後に発付された場合は法務省通達別紙様式５「連戻状送付書」によって送付される。ただし、発付された連戻状が一通の場合は、その内容が附記された連戻援助請求書又は法務省通達別紙様式４「連戻状発付通知書」によって通

知される。

連戻援助請求書、連戻状及び連戻状発付通知書は、当該少年施設の最寄りの署長を通じて本部長に送達される。

(2)　連戻援助請求を受けた本部長は、必要な範囲の所属の警察官に、その内容を伝達するものとする。

本部長は、連戻援助請求を受けた連れ戻すべき者の立回り予想地域が他の都道府県警察の管内にある場合等必要な場合には、他の必要な本部長に対して、連戻援助請求の内容を伝達するものとする。

少年施設の長から連戻援助請求に関する電話等の連絡を受けた署長は、緊急を要し本部長にその内容を報告するいとまのない場合においては、直ちに他の必要な署長に対して、連戻援助請求に関する内容を伝達し、事後速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

(3)　連戻援助請求の伝達は、「少年院（又は少年鑑別所）連戻対象者手配」とし、その事態に応じて電話その他適当な方法によって、その連れ戻すべき者について以下の事項を迅速的確に通知して行うものとする。ただし、緊急を要する手配については、必要な事項に限定して直ちに通知し、その他の事項を速やかに追加して通知しても差し支えない。

ア　氏名、年齢、生年月日、性別及び本籍（外国人にあっては国籍）

イ　少年施設の名称

ウ　連戻援助請求の年月日

エ　収容前の住所若しくは居所又は帰住予定地

オ　連れ戻すべき事由

カ　収容前の職業

キ　身長、体重、頭髪その他人相及び身体の特徴並びに着衣及び所持品

ク　少年施設収容の事由（事件名）及び逃走中罪を犯すおそれの有無

ケ　逃走（不帰着・解放）の日時及び場所

コ　予想される立回り先

サ　少年施設の長が希望する連戻場所

シ　連戻状が発付されているときは、発付の年月日及び有効期間。発付されていないときは、その請求の有無

ス　その他参考事項

2　少年施設の長から連戻しについて援助を求められた警察官の権限

(1)　少年施設の長から連戻しについて援助を求められた警察官は、少年施設の職員と独立して当該連れ戻すべき者を連れ戻す権限を有する。

(2)　逃走したとき（連戻援助請求書に記載された逃走の日時）又は少年院の院

外委嘱指導若しくは外出若しくは外泊からの帰着日時として少年院の長が指定した日時（以下「逃走等をしたとき」という。）から48時間以内は、連戻状の発付がない場合においても連戻しに着手することができる。

連戻しに着手した後、連戻しを継続する間に、逃走等をしたときから48時間を経過しても連戻状によることを要しない。

(3)　災害時の避難のための解放後に避難を必要とする状況がなくなった後に当該者が少年施設又は少年施設の長が指定した場所に出頭しないときは、連戻状が発付されていなければ、連戻しに着手することはできない。

(4)　連戻状により連戻しに着手する場合は、本人にこれを示して行わなければならない。ただし、連戻状を所持しない場合においても、緊急を要するときは、連れ戻すべき事由及び連戻状が発付されている旨を告げて、連戻しに着手することができる。この場合において、できる限り速やかに連戻状を示さなければならない。

(5)　連戻しに着手した警察官は、別紙様式「連戻着手報告書」を作成し、これを所属長に提出するものとする。

(6)　連戻しに当たりやむを得ない場合においては、必要最少限度の期間、警察の保護室に収容することができるが、留置場の使用は認められない。

3　警察官が連れ戻すべき者を連れ戻す場合におけるその者の身柄の引渡し

(1)　警察官が連れ戻すべき者の連戻しに着手した後は、速やかにその者について手配した都道府県警察を通じて、連戻援助請求をした少年施設の長にその旨を連絡するとともに、連れ戻すべき場所に連行して少年施設の職員に身柄を引き渡すものとする。ただし、連れ戻すべき場所が遠隔の地にあるなどやむを得ない場合は、最寄りの少年施設又は刑事施設（留置場は含まない。）に仮に収容するものとし、当該施設へ連行して当該施設の職員に身柄を引き渡すものとする。

なお、連絡打合せの上、警察の保護室に収容するなどの措置を講じて少年施設等の職員の引取りを待って身柄を引き渡すことができる。

身柄の引渡しについては、その引渡しの年月日時、場所並びに引き渡しを受けた者の所属、官職及び氏名を適宜な書面で明らかにしその記名押印を受けておくものとする。

(2)　連戻状を所持して連戻しに着手した場合は、連戻しをした者が、連戻しに着手した場所、年月日時等をその連戻状に記入し記名押印をして、その者の身柄を引き渡す際にこれを引渡先に引き継ぐものとする。

連戻状を所持しないで連戻状による連戻しに着手した場合及び連戻状によらないで連戻しに着手し、最寄りの少年施設又は刑事施設（留置場は含まな

い。）に仮に収容した場合は、その者の身柄を引き渡す際に連戻着手報告書の写しを引渡先に提供するものとする。

4　少年施設の長からの連戻援助請求の取消及びそれに基づく警察の手配解除

(1)　少年施設の長が連戻援助請求を取り消すときは、直ちにその旨を援助を求めた警察官に電話その他適切な方法により連絡した上で、法務省通達別紙様式２「連戻援助請求取消書」によって通知される。連戻援助請求取消書の宛先及び送付先は、連戻援助請求の場合に準じる。

(2)　連戻援助請求取消の通知を受けた本部長は、連戻援助請求を受けてその伝達をする場合に準じ、「少年院（又は少年鑑別所）連戻対象者手配解除」として、以下の事項を速やかに手配した先へ伝達するものとする。

ア　手配の年月日

イ　連戻対象者の氏名及び年齢

ウ　手配解除の理由

エ　その他必要事項

(3)　連戻状が警察へ送達されている場合において、その連戻状の有効期間が経過し又は連戻援助請求の取消しがなされたときには、本部長はこれを請求した少年施設の長へ返付するものとする。

5　院法又は鑑法の規定により連れ戻すことができない者

勾留状、収容状その他のその者の法的地位に応じた令状により収容する者については、逃走等をしたときから48時間を経過した後は、院法又は鑑法の規定により連れ戻すことはできない。

6　その他

(1)　改正刑法第97条の規定により、少年施設から逃走した者は逃走罪の適用対象となったことから所要の捜査を行う必要があり、連戻援助請求がなされた場合であっても少年の連戻しの着手前に逮捕することは差し支えないところ、事案の態様等に応じて、適切に判断すること。

(2)　連戻援助請求があった連れ戻すべき者について、逃走罪を含む犯罪容疑があってその者を逮捕し身柄を送致したときは、手配した警察を通じて連戻援助請求をした少年施設の長に、その状況を連絡するものとし、その者について連戻状の送達を受けている場合は、これを返付するものとする。

（別記様式及び法務省通達省略）